

みよし市旧三好ヶ丘浄化センター個別施設計画

令和元年 1 1 月

みよし市

財政課

目 次

1	みよし市旧三好ヶ丘浄化センター個別施設計画の目的	1
2	旧三好ヶ丘浄化センターの実態	2
3	取壊し等の基本的な方針及び実施時期	3
4	取壊し等の優先順位の考え方	3
5	取壊し等の期間	3
6	取壊し等に要する費用	3
7	日常における施設管理	3

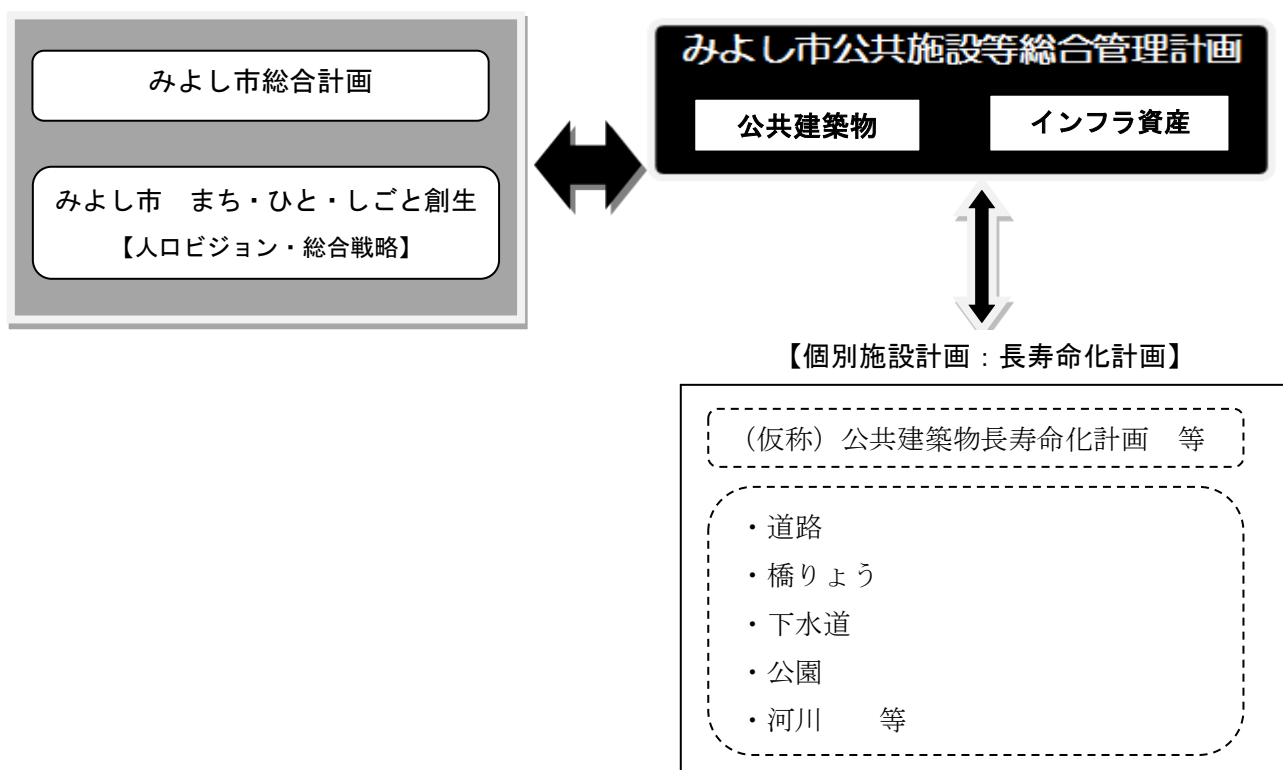
1 みよし市旧三好ヶ丘浄化センター個別施設計画の目的

(1) 目的

平成25年11月に国の「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）が策定され、本市においても平成29年3月に「みよし市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）が策定されました。その総合管理計画に基づき、旧三好ヶ丘浄化センターの長寿命化計画についても作成することが求められています。（図1参照）

しかし、浄化施設として現在は機能しておらず、施設の特殊性から浄化施設以外に施設の利用も見込めません。また、昭和62年に建設され、建築から30年以上経過した施設であることから修繕や改築を行う場合は、多額の費用が必要になると考えられます。

図1 みよし市における本計画の位置づけ



(2) みよし市公共施設等総合管理計画の基本方針（一部抜粋）

- ① 将来にわたり安全安心な公共施設等の確保
 - ・施設の安全性の確保
 - ・施設情報の一元管理
- ② 計画的な保全による施設の長寿命化
 - ・予防保全による施設の長寿命化を推進し、財政負担の縮減・平準化
 - ・メンテナンスサイクルの構築
- ③ 施設の総量の抑制と有効活用
 - ・施設の総量は、当面、維持するが、中長期的には施設の総量を抑制
 - ・安易な新規整備は行わず、既存施設の活用や用途変更による転用等の可能性について検討
 - ・資産活用のさまざまな手法を検討
 - ・市全体や隣接市町も含めた広域観点による施設の整備・活用方法を検討

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、総合管理計画（2017年度（平成29年度）から2056年度（令和38年度）までの40年間）との整合を図り、2019年度（令和元年度）から2056年度（令和38年度）までの38年間の計画期間とします。

(4) 対象施設

本計画の対象施設は、旧三好ヶ丘浄化センターとします。

所在地：みよし市三好丘六丁目12番1

2 旧三好ヶ丘浄化センターの実態

(1) 旧三好ヶ丘浄化センターの施設別財産状況

施設名称	建築年	築年数	構造	階数	面積(㎡)	併設状況
旧三好ヶ丘浄化センター	昭和62年	32年	S	1	600.74㎡	

S:鉄骨造

(2) 施設の活用状況

旧三好ヶ丘浄化センターは、平成23年に用途廃止が行われ、施設としては使用されていない状況です。また、昭和62年に建設され、建築から30年以上経過しており、用途廃止された後は修繕等されておらず、そのまま活用することができない状態です。

(3) 施設の老朽化状況

施設名称	築年数	構造	評価点(%)				
			基礎	敷地	防水	外壁	総合
旧三好ヶ丘浄化センター	32 年	S	未実施				

S:鉄骨造

3 今後の基本的な方針及び実施時期

当該施設は、浄化センターとして建築されており、他の用途に転用することが難しい施設です。また用途廃止された施設であることから、新たな用途が決定しだい、修繕や長寿命化等の実施時期を定めていく予定です。

4 今後の考え方

建築から30年以上経過した施設であるため、早期に用地活用を決定し、取壊し又は新たな用途への転用を図っていきます。

5 取壊し等にかかる期間

取壊し等の期間は、基礎杭の撤去も含めると概ね工期は5か月ほどかかることが見込まれます。

6 取壊し等に要する費用

取壊し等に要する費用について、基礎杭の撤去も含めると概ね1億4000万円と見込まれます。

7 日常における施設管理

日常において職員による施設確認を実施し、施設老朽化の進行状況の把握及び危険箇所の早期発見に努めるものとします。

なお、これにより修繕の必要性が認められる箇所が生じた場合においては、その緊急性に応じた計画の見直しについて、随時、検討していくものとします。